

筑紫地区小児救急事業 診療時間変更のお知らせ

問い合わせ 元気づくり課 保健センター ☎(928)2000

現在、筑紫野市・太宰府市・春日市・大野城市・那珂川市からなる筑紫地域では、通常診療時間外に以下のような小児救急医療を行っております。

☆時 間 月～土曜日:(午後5時～午後11時)、日曜・祝日:(午前9時～午後11時)

☆当番病院 月・水・金・第四日曜日:福岡大学筑紫病院、火・木・土・日曜日:福岡徳洲会病院

しかしながら、昨今の医師不足や政府が推進する働き方改革のため小児科医の不足が生じ、やむを得ず以下の変更を行うことといたしました。

令和2年4月1日より

- ①診療終了時間を、午後11時から**午後9時30分まで(受付終了は午後9時)に短縮**します。
※午後9時30分以降は、原則として小児科医ではなく、救急診療部の医師が対応します。
- ②福岡大学筑紫病院で実施している毎月第四日曜日の小児救急を廃止します。

～休日や夜間に病院を利用される皆さま(全ての年齢の方)へ～

1. 救急外来の役割に対するご理解のお願い

救急外来の役割は、治療を急がなければ重症化する、あるいは命の危険がある場合などの緊急事態への対応が目的です。日中は仕事や用事がある、夜間の方が空いているといった理由での利用(コンビニ受診)は目的とはしておらず、こうした受診は救急医療を行う医療機関を圧迫し、救急医療の継続が不可能となる原因となります。そこで、以下の事をご理解の上、受診をお願いします。

- ① 重症患者を優先的に診察します。緊急性の低い場合には、かなりお待ちいただくことがあり、応急処置のみしか行わず、また、薬も必要最小限のみしか処方しません。その上で翌日時間内の専門診療科の受診をお勧めしています。
- ② 最小限の検査・処置しか行わない特殊な診療ですので、通常診療時間内と異なる診療となります。具合が悪いときやご心配なときには、夜間や休日ではなく、通常診療時間内に医療機関を受診されることを強くお勧めします。

2. 救急病院の外来受診をする前に

生命にかかわる緊急時以外は、市や医師会のホームページ、市報などを見て当番医を確認の上、まずは当番医を受診するようにしてください。時間外に具合が悪い場合、受診をするかどうか迷った場合は、下記の電話相談を活用してください。

こどもの急な病気やケガの相談は・・・	急な病気やケガの相談は・・・
小児救急医療電話相談 「#8000」か「092-661-0771」 	在宅患者救急時電話相談 「#7119」か「092-471-0099」